

2019年度 同志社大学大学院司法研究科

貸与奨学金出願のしおり

(入学前募集)

出願期間：2019年2月18日（月）～2月22日（金）《締切日必着》

郵送先：〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入
同志社大学 学生生活課

注意事項

- 出願締切日は厳守してください。遅れた場合は一切受付できません。
- 出願は郵送でも受付けます（2月22日必着）。
- 窓口提出される場合は、今出川校地の学生生活課（寒梅館1階）に
2月22日（金）17時まで提出してください。
- この奨学金は、京田辺校地の学生生活課では受付できませんのでご注意ください。

この奨学金は、出願から採用決定までの日程に余裕がありません。
出願書類に不備がある場合、受付できませんので、必ずこのしおりを
熟読のうえ、出願してください。

同志社大学 学生支援センター 学生生活課

寒梅館1階 TEL 075-251-3280

FAX 075-251-3083

I. 概要

1. 趣旨

この奨学金は、将来社会で活躍する法曹を志す学資支弁に支障ある学生に対し、原則として希望者全員に単位授業料相当額又は単位授業料相当額の1/2を貸与するもので、学期毎に募集します。

※単位授業料とは、登録単位数に応じて徴収するものです。

2. 奨学金の内容

出願対象者	貸与額	利息について
2019年度司法研究科入学者	春学期の単位授業料相当額 または 春学期の単位授業料相当額の1/2	無利子

3. 出願資格

司法研究科 2019年度入学予定者

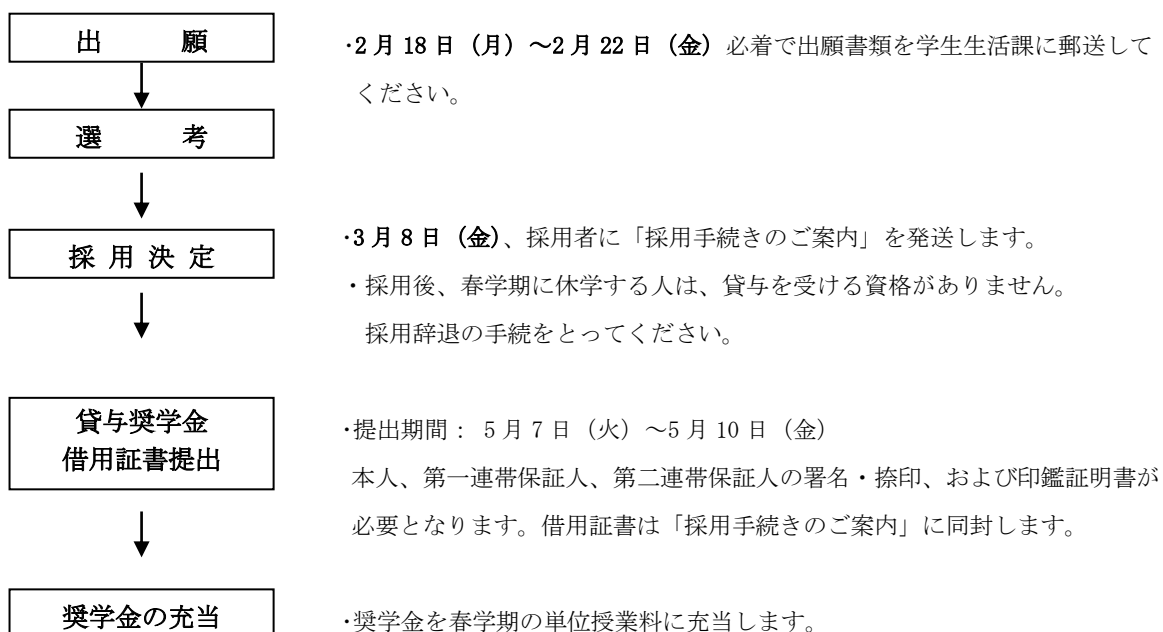
ただし、次の人は出願資格がありません。

- ① 2019年度春学期に休学する人
- ② 外国人留学生
- ③ 2019年度同志社大学大学院司法研究科奨学金《年間単位授業料相当額給付》採用者
(採用者には合格通知と同時に通知しています)

4. 奨学金の貸与限度額

この奨学金と同志社大学大学院司法研究科奨学金との併給は、年間の単位授業料相当額を限度とします。そのため、2019年度同志社大学大学院司法研究科奨学金《年間単位授業料相当額の1/2給付》採用者は、春学期の単位授業料相当額の1/2の貸与を受けることはできませんが、春学期の単位授業料相当額の貸与を受ける資格はありません。

5. 出願から採用まで



6. 奨学金の返還

奨学金は同志社大学司法研究科貸与奨学金規程第7条（下記）に従い、全額返還しなければなりません。

（第7条）

奨学金は、修了時又は退学・除籍時から15年以内に月賦返還しなければならない。返還年数は、貸与回数を3倍したものとするが、15年を超えることはできない。

- 2 毎月の返還額は、借入金額を返還回数で除して得た額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、最終返還月において加減する。
- 3 前項の規定にかかわらず適宜繰上げて返還することができる。
- 4 貸与奨学生が死亡したときは、連帯保証人の願い出によりその奨学金の全額、又は返還未済額の全額を返還免除することができる。ただし、返還未済額には延滞分の金額は含まない。なお、返還免除願は事由の発生した時から6ヵ月以内に死亡診断書又は戸籍抄本を添付して提出しなければならない。

〔返還例〕 返還年数＝貸与回数×3

- ①2019年度入学前採用……貸与回数1回（返還年数3年）
- ②2019年度入学前採用＋2019年度秋学期採用……貸与回数2回（返還年数6年）
- ③2019年度入学前採用～2021年度秋学期採用（毎年2回採用）……貸与回数6回（返還年数15年）

1. 出願書類

- ・同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金願書（本学所定用紙）

【出願期間】 2019年2月18日（月）～2月22日（金）締切日必着

【願書作成上の注意】

- * 黒のペンまたはボールペンで丁寧に記入してください（フリクションペン等は不可）。
- * 押印は朱肉印を使用してください（シャチハタ・スタンプ印不可）。
- * 書き間違えた時は、修正箇所にも二重線を引き、訂正印を押してください（修正液使用不可）。
- * 出願書類が不備の場合、又記載内容に虚偽がある場合は選考から除外若しくは貸与の取消をします。
- * 出願書類は返却しません。

【郵送時の注意】

- * あて先は表紙を参照してください。
- * 簡易書留等、配達記録の残る形で郵送してください。
- * 願書は折り曲げ可です。

2. 採用後の提出書類

- ①同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金借用証書（本学所定用紙 「採用手続きのご案内」に同封します。）
- ②印鑑登録証明書 3名分（本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人それぞれの証明書が必要。大学への提出時点で発行から3か月以内のもの。）

【提出期間】 2019年5月7日（火）～5月10日（金）

※借用証書を期日までに提出されない場合は、本奨学金を辞退していただきます。

借用証書の手続きをとれる見込みのない人は、本奨学金には出願しないようにしてください。

【借用証書作成上の注意】

借用証書には、本人と第一連帯保証人、第二連帯保証人の自署および実印の押印が必要です。それぞれ自筆でない場合は再提出になります。

第一連帯保証人	父または母
第二連帯保証人	第一連帯保証人と別住所・別生計で弁済能力のある65歳未満（昭和29年5月11日以降生）の人 父母は認められません（父母が離縁している場合はこの限りではありません）。 学生、未成年者及び配偶者は認められません。

第一・第二連帯保証人の選任条件について、例外はいっさい認められません。

- * 黒のペンまたはボールペンで丁寧に記入してください（フリクションペン等は不可）。
- * 書き間違えた場合は、修正箇所にも二重線を引き、訂正者の実印により訂正してください（修正液使用不可）。
- * 本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人ともに、携帯電話を持っている場合は携帯番号欄も必ず記入してください。
- * 提出書類が不備の場合、又記載内容に虚偽がある場合は貸与の取消をします。
- * 提出書類は返却しません。

・収入印紙の貼付について

収入印紙貼付欄に借入金額に準じた収入印紙を貼付のうえ、出願者本人の印鑑で消印（割印）をしてください。

借入金額	貼付収入印紙額
50万円を超え100万円以下	1,000円
10万円を超え50万円以下	400円
10万円以下	200円

・借入金額欄について

春学期の単位授業料相当額＝（登録単位数－履修中止単位数）×36,000円（1単位の単位授業料）を各自で計算し、貸与金額（春学期の単位授業料相当額またはその1/2）を記入してください。

・住所原票について（借用証書裏面）

住所原票については、太枠内を記入してください。第一連帯保証人、第二連帯保証人欄もすべて記入してください。書き間違えた場合は、訂正箇所を二重線で消し、余白に記入してください。訂正印は必要ありません。

学生ID・・・入学後に記入してください。

受験番号・・・記入不要です。

生年月日欄・・・西暦で記入してください。

修了後の連絡先・・・司法研究科修了後の連絡先が不確定の場合は、実家の住所を記入してください。

会社名・職種、電話・・・司法研究科修了後の勤務先が正式に決まっていない場合は、空欄にしておいてください。

連帯保証人の会社名・職種・・・無職の場合は「無職」と記入してください。

続柄欄・・・出願者本人から見た続柄を記入してください。

3. 印鑑登録証明書について

印鑑登録証明書（印鑑証明）は、金銭の借入れや不動産の登記など、社会生活上で重要な手続に用いられる印鑑を公に証明するものです。同志社大学司法研究科貸与奨学金を希望するには、本人および第一・第二連帯保証人になられる方の印鑑登録証明書が必要になります。印鑑登録をしていない人は、すぐに手続きをして印鑑証明が受けられるようにしてください。

なお、印鑑登録当日に印鑑証明が受けられる自治体もありますので、各自治体に問い合わせてください。

印鑑登録当日に印鑑証明を受けるために必要な要件を以下に記載していますので、参考にしてください。

<参考>各自治体で印鑑登録をするにあたって

1. 必ず本人が直接、窓口に行くこと。
2. 登録する印鑑を持参すること。
3. 官公庁が発行した、顔写真入りの証明書等の原本（運転免許証やパスポートなど）で、有効期限内のものを窓口を持参すること。

よくある質問

Q. 日本学生支援機構奨学金と併給できますか？

A. 併給可能です。

Q. 私は未修(3年)コースですので、毎回貸与を希望する場合、計6回連帯保証人に印鑑証明書等をお願いする必要があります。まとめて1回することはできませんか？

A. 複数回分をまとめて手続きすることはできません。

